

平成25年度 第1回山形県屋外広告物審議会議事録

- 1 日 時 平成25年9月12日(木) 13時30分から 15時30分
- 2 場 所 山形県自治会館 602会議室
- 3 出席委員 和田会長、山畑委員、秋野委員、杉山委員、三原委員、杉山委員(代)、岡委員(代)、遠藤委員、矢吹委員、小松委員、増田委員、槻林委員
欠席委員 高澤委員、福田委員、長谷川委員、市川委員
- 4 議事録署名委員 秋野委員、槻林委員
- 5 議 事

○ 諮問事項

1. 山形県屋外広告物条例に基づく特別規制地域について

知事が指定する山形県屋外広告物条例第2条第1項第9号の地域に2つの都市計画道路を追加する。

1. 遊佐都市計画道路 1・5・1号遊佐吹浦線
2. 鶴岡都市計画道路 1・5・1号鼠ヶ関温海線

2. 山形県屋外広告物条例に基づく特別規制地域の除外について

山形県屋外広告物条例第2条第1項第5号に基づく知事が指定する区域に以下の区域を指定する。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた用途地域

○ 報告事項

- (1) 山形県屋外広告物条例における国等の取扱いについて
行政の関与が大きい一定の団体を国等と見なす取扱い
- (2) 山形県屋外広告物条例における広告物等の管理に関する規定の改正の
その後の検討状況について

(事務局)

所定の時刻になりましたので、ただいまより屋外広告物審議会を開会いたします。本日の進行を努めます都市計画課課長補佐の森谷と申します。よろしくお願ひします。
会議に先立ちまして、山形県県土整備部次長の相田より御挨拶申し上げます。

(山形県 県土整備部 次長 相田) 挨拶

(事務局)

委員の皆様を御紹介申し上げます。

第1号委員であります学識経験者の皆様を御紹介いたします。山形大学地域教育文化学部教授 和田直人様です。和田委員には本審議会の会長を務めていただいております。東北芸術工科大学デザイン工学部教授 山畑信博様です。山畑委員には本審議会の会長職務代理者を務めていただいております。社団法人山形県建築士会鶴岡田川支部幹事 秋野公子様です。株式会社日本カラーデザイン研究所 杉山朗子様です。東北公益文科

大学公益学部教授 三原容子様です。

なお、本日、山形大学大学院 高澤由美様、元鮭川村エコパーク推進員 福田真紀様は所用にて欠席となっております。

続きまして、第2号委員であります。関係行政機関の皆様を御紹介申し上げます。山形県警察本部長です。本日は、渡辺生活環境課長が代理で出席されております。山形県県土整備部長です。本日は、相田県土整備部次長が代理で出席しております。

なお、本日、山形県商工労働観光部長は所用にて欠席となっております。

続きまして、第3号委員であります。市町村長の代表の皆様を御紹介いたします。山辺町長 遠藤直幸様です。

なお、山形市長 市川昭男様は所用にて本日は欠席となっております。

続きまして、第4号委員であります。県議会議員の皆様を御紹介いたします。山形県議会議員 矢吹栄修様です。同じく、山形県議会議員 小松信也様です。

続きまして、第5号委員であります。広告業者の代表の皆様を御紹介いたします。山形県屋外広告美術協同組合理事長 増田隆様です。山形県広告業協会事務局長 槻林仁様です。

以上、委員の皆様を御紹介させていただきました。

皆様には、本審議会で知りえた個人情報、正当な理由なく他人に知らせてはいけないという、いわゆる守秘義務がありますので、念のため申し添えます。

本日の審議会の開会要件について御報告いたします。

委員16名中12名の御出席をいただきました。山形県屋外広告物審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会が開会要件、過半数を満たしていることを御報告いたします。

なお、本日の審議会は公開となっておりますが、報道関係者、一般傍聴人は現在のところ、ございません。

山形県屋外広告物審議会規則第4条第1項の規定により、当審議会では会長が議長になるとされておりますので、和田会長に議長をお願い申し上げます。

議 事

(議長)

和田でございます。本日は皆様のご協力を得まして、議長の職責を果たしたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは早速、議事に入りたいと思いますが、その前に本日の議事録署名委員2名を私から御指名申し上げます。秋野委員、槻林委員、以上の両委員をお願いいたします。

それでは本日の議事でありまして、諮問第1号

「山形県屋外広告物条例第2条第1項第9号の指定地域の変更」について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

～資料-1で説明～

(議長)

只今、説明がりましたが、委員の皆様のご意見・御質問を伺いたしたいと思います。その前に、7月10日に私と三原委員、秋野委員で鼠ヶ関と温海の現地調査を行いました。そのときの感想をいただきたいと思っております。

去年、調査を行った遊佐の鳥海山はこれぞ山形という景観でした。都市計画決定したということで、新たに調査したわけですが、秋野委員いかがでしょうか？

(秋野委員)

遊佐の感想からですが、鳥海山がきれいで、電車に乗って来た人は、この美しい景観を独り占めしてきたんだなと思いました。のどかなところで、今ある状態が、壊れないように高さなどの工夫をして欲しいと思いました。けれども、規制をし過ぎると寂しくなる気がしました。

もうひとつの方の温海は、ほとんど、トンネルになる予定なんです。今、ある自動車道もひたすらトンネルで、外が見えないのです。トンネルの間は、山と山の間の奥まで田んぼが広がっており、田んぼは手が入っていて心地良い場所であり、これを保つ工夫が必要だと思いました。

(三原委員)

私も庄内ですので、2回参加させていただきました。遊佐の方は、これぞ山形という代表的な景観で、カメラが趣味の方が撮りたいと思われるような場所です。もちろん天気が悪い日は見えないですが、春夏秋冬の鳥海山が見えるような状況というのは大切にしていきたい、一回失ってしまったものは戻せないと思いました。

それから、温海、鼠ヶ関の方ですが、先ほど秋野委員からもお話ありましたけど、早いスピードで車を運転している場合、トンネル、トンネル、またトンネルといった感じで、ほんの一瞬、ぱっと外が見えて、またトンネル、またトンネル。すでに供用されている部分もそんな感じですが、今度の所も、今の国道7号に比べると相当山に入っている所ですので、同じような状況になるようです。外に出ている部分は、歩けばそこそこ距離がありますけれども、車で行けば一瞬というくらい短いと思います。こんな調査でもなければ、私達もそこまで行くことはないと思いますけど、山の間の奥の方の田んぼにまで入って行きました。田んぼも、そして周りの山も木も、私達が行ったところよりもっと奥まで、丁寧に人の手が入って、管理がされている大変美しい景観で、人間が関わって美しく保ってきた景観、そういう印象を持ちました。もし、大きな看板が立ったとしても、出ている部分は少ない状況で、ほとんど広告的効果がないと言えるような地域です。しかし、車を降りて歩いたりする人にはいい景観の地域だというふうに思っています。

(議長)

ありがとうございました。それでは、只今いろいろと感想が出ましたが、そういった感想も含めて、何か御意見・御質問がありましたら、挙手をお願いします。

(小松委員)

質問なのですが、規制の変わり方の説明がありましたけど、今回の指定による規制から高速道路開通後の規制になる説明の中で、第1種普通規制地域が全て第2種特別規制地域に変わっているように見えるのですが、おそらく東北自動車道の両側500mだけの規制が変わっていると考えていたのですが、その他にIC、空港や県境から3km以内とか、都市計画の用途地域とかの規定などが入って、全部規制が変わってしまうということなのではないでしょうか？それとも地図の縮尺上、両側500mということなのか？

(事務局)

現在の規制状況を見ていただくと、おわかりの通り、第1種普通規制地域が大幅に指定されております。それにプラスして、今回の将来高速道路になる道路の両側500mの部分を入れたのですけども、図のオレンジに染まっているところ、結果的にはそこだけが追加して変わるといようになります。

さらに、将来高速道路が供用いたしますと、高速道路のICから3km以内についての決まりがございまして、それで、現在の第1種普通規制地域が第2種特別規制地域に変わり、規制されるという形になります。そのため、このように規制図の色が染め直され、規制が変わるとい形になります。

(小松委員)

空港、ICから3km以内の一般国道に適用されているところが、周りの国道であるので、その周辺全部が第2種特別規制地域になるということですか？

(事務局)

そういうことでございます。

(増田委員)

確認したいのですが、仮に遊佐町が景観行政団体であった場合も、指定地域に指定しなければいけないのですか？

(事務局)

遊佐町が景観行政団体になっていた場合は、遊佐町が独自に景観の計画を定め、景観行政、さらに屋外広告行政も合わせて行うことができます。この場合には、遊佐町が独自の条例に基づき規制していくことになります。

遊佐町が今回の規制よりもさらに厳しい規制を行なう方針であれば、県が今回のような規制を定める必要がなかったという場合もあると思います。

(増田委員)

県が決めた指定地域以上に厳しくはできるけれども、緩くはできないということですね？

(事務局)

今回は、県が守りたいということで、意思を示した行為ではありますが、それより遊佐町の方針が緩いようなことであれば、その方針に基づいて規制が行なわれることとなります。

(増田委員)

遊佐町が景観行政団体になっていないので、県としては一応ここを指定地域にしておこうということですね？もし、遊佐町が地域指定をしているとすれば、県としては地域指定をする必要もないということになりますか？

(事務局)

そのとおりです。

(小松委員)

広告物の規制が変更された場合、既存の広告物の対応はどのようになるのですか？

(事務局)

それにつきましては、条例に定めておまして、指定地域が変更になった場合は、経過措置の期間を5年設け、その間に直していただくことになります。許可案件ですと3年で更新になりますので、許可更新が来たときに説明させていただいて、5年経過時までに変えていただけるようお願いしています。

(小松委員)

既存の広告等で、今後、高速道路としての規制がなされた時に、問題となるような、対処が必要な広告がありそうに見えるのですが、そのように影響を受ける広告がどれくらいあるのか、今、分かりますか？

(事務局)

そこまで調査は及んでいませんが、多くはないと思います。

(小松委員)

図は今回新しく指定する範囲ですよ。高速道路に編入される時、南の方も規制が変わるのですよね？酒田市内に近接するところも含めて、全部、第1種普通規制地域から第2種特別規制地域に変わっていくのですよね？そちらの方は決まっているのでしょうか？検討するときに影響のあるような広告が、どれだけ存在するのだろうかという調査はなされていますか？

(事務局)

地域指定が変わりますと、規制を受ける広告物は直して頂かなければならないということになってまいります。概観については、現地調査を行っていますが、詳細には今後、形状等を調査しまして、確認して、お願いしていくという形になります。

(小松委員)

高速道路両側500mだけならば、高速道路を通りながら景観を見るということで、非常に合点がいくのですが、もうひとつの規制、ICから3km以内の広告を規制というところまでいくと、かなりの広範囲に規制がかかりますよね。これはどういった理念でこのようになっているのでしょうか？

(事務局)

高速道路、並びにICの周辺を規制している県の考え方ですが、高速道路のICというのは、広域からのお客様が訪れる場ですので、広告が煩雑でない状況でみなさんをお迎えしたいという、おもてなしの考え方から、こういう広告物の規制を定めております。

(小松委員)

後ほどで結構ですので、ここだけでなく、この路線が高速道路に変わったときに、庄内地域、沿岸地域がどのように規制がなされるのか、わかる絵があったら後で、教えて

ください。ここだけ見ると、庄内地域のほとんどが広告の特別規制地域になってしまつて、広告が存在し得ない地域になるようなイメージがあったものですから、実際はそうではないのだと思いますので、全体の絵を見せていただければありがたいです。

(事務局)

規制図というものを作っております。現在、手元にありませんので、後日改めて、お持ちして説明いたします。

(増田委員)

遊佐町が景観行政団体になったとして、遊佐町が観光の経済的な効果を考えて、いろいろ開発していくときに、遊佐町としては、独自に行いたいと思うのですが、県の指定地域がある場合、指定地域に縛られたくないこともありますよね？

(事務局)

遊佐町が景観行政団体として、屋外広告物行政を行っていく場合はそのようになると思います。まだ、そのようになっていない中では、基本的に、県としてはIC周辺はこのような形で地域指定をしていくと考え方でおります。遊佐IC周辺地域は開発ポテンシャルの高い地域でありますので、遊佐町の方で開発計画を定めてやっていくというときは、広告も大きくしたいということもあるかもしれません。その時には、県において、広告景観モデル地区に定めることも可能ですので、遊佐町の方から要請を頂いて、そこについては少し緩和していきなり、特徴的な広告物規制を行うことが可能ですので、その点、遊佐町と調整していきながら今後進めさせていただきたいと思います。

(三原委員)

私は酒田ですので、隣の遊佐の町民の方々には、ずいぶん知り合いが多いのですが、ひょっとしたら日本で一番自分の所の町を自慢げに思っている人の多い地域ではないかと思えます。遊佐というところは本当に良いところと思っている方が多い。その中の理由の1つとして、町のあちこちから鳥海山が見えるということがあります。私の推測ですが、もし遊佐町が独自にいろいろと考えるようになったとして、県よりも景観や広告物に関して緩い規制にしていくというよりは、自分たちの町の遊佐を何とか美しく、良い町で保ちたいという方向でいくのではないかと、私自身は、そんな印象を持っております。

(杉山委員)

私は、東京に普段おまして、こちらの方はあまり詳しくないのですが、酒田の方を含め、この田園地帯の写真を見ました。今、千葉の方で景観計画の策定をお手伝いしているところで、あちらにも、非常に珍しい「谷津」という谷間みたいなところに田んぼがあるところが、今でもあるのです。耕作地帯と背景の山、こういった景観というのは、自慢であり、中学生のアンケートでも、第1位の誇れる景観という結果を得ました。また、芸工大で講座をもっているのですが、「色の記憶」ということで、芸工大の学生たちに色彩の視点で自分たちの町の自慢・魅力ということを書いてもらっているのですが、その中で「耕作地」というのが出てくるのが、山形県の特徴です。宮城県仙台では「庭木、並木」とかが多いのですね。そういった違いがあり、他所からきた者の意見ですが、耕作地の景観というのは、山形県の人々が丁寧に作ってきた財産で、非常にか

けがえの無いものだということを、改めて考えさせられます。そういうところに、建植広告がパラパラと入ってくるのがいいのかどうか。自分たちが理解し、そして、守ってきたものを深めていくのが大事なのかなと思います。

(議長)

それでは、諮問第1号、「山形県屋外広告物条例第2条第1項第9号の指定地域に2つの都市計画道路を追加する。」ということについて意見を伺いました。1、『遊佐都市計画道路1・5・1号遊佐吹浦線』、2『鶴岡都市計画道路1・5・1号鼠ヶ関温海線』この2つを審議しましたが、異議なしということによろしいでしょうか。異議がない人は挙手をお願いします。挙手多数ということで、審議会としては異議なしと答申します。また、答申文については私に一任させていただくということによろしいでしょうか。

＜全員異議なし＞

さらに、今回の諮問内容は“規制”を定めるものですので、パブリックコメントを実施しなければならないということになります。もし、このパブリックコメントの中で、重要な意見が出てきた場合には、再度審議会で、審議したいと考えます。なお、パブリックコメントの結果については、事務局から委員の皆様に文書報告することによろしいでしょうか。

＜全員異議なし＞

続きまして、諮問第2号

「山形県屋外広告物条例第2条第1項第5号の指定区域の指定」について説明を求めます。

(事務局)

～資料-2で説明～

(議長)

ありがとうございました。それでは、只今の説明に関しまして、何か御意見・御質問はありますか。

(杉山委員)

第3種普通規制地域にするということですが、「1番緩いところにする」という考え方ですよ。第3種普通規制地域にする根拠を教えてください。というのも、高さの制限は町の規模だと思うのです。東京では10階だと小さいのですが、山形だと大きいと思うのです。この地区というのはどのくらいの規模の町か想像が付きませんが、そうすると、建植広告は高さが15m以下はOK、ということは、だいたい5階建てまでOKということになるわけですね。壁面広告では、1壁面あたりの広告表示が全壁面の3分の1以下で、60㎡以下までOKですけど、規模が小さいから良いと考えているのですか？建植で考えると、5階建て位の高さで建てるというのは、かなり大きいですよ。この町がどれくらいの規模か、大体どれくらいの高さの建物が、どれくらいあるのかその辺がわからないのですが、第2種普通規制くらいでもいいのではないですか？その辺の考え方かどのようなものなのですか？第3種と第2種って、他の地域でも、都市計画の用途地域の先行なんですかね。第2種と第3種の違いということを教えてください。

(事務局)

個々の町の規模に応じた規制は、山形県ではそこまでは考えていないというのが、現状で

す。今回の指定の場所ですが、湯野浜と温海は、温泉地を抱えておりまして、結構大きな建物、10階建て位の建物も建っておりますし、都市計画の用途地域が商業地域等になっております。鼠ヶ関は、漁港で、用途地域が商業・工業地域等となっております。県では、あくまで、用途地域に応じて、それぞれの規制地域に変えていくということになります。

(杉山委員)

用途地域だから変えていくということですか？どんな地域でも用途地域だったらOKということですよね？

(事務局)

はい。

(山畑委員)

具体的に何か要望があって、現場から、声が上がったとか、という訳ではないですか？

(事務局)

特に現場の方から要望という訳ではないですけども、平成11年の条例の改定以前は自然公園全体が許可地域となっておりました。今回所管の窓口に、新たな広告の問い合わせがあり、調べていきますと、今回の地域が特別規制地域に指定されているということが判明しました。温泉地域を抱えている中で、土地利用が用途地域に合わせてなされており、屋外広告物についても、これに合わせた規制に見直す必要があるとして、諮問したものです。

(山畑委員)

自然公園としての屋外広告物の規制地域と用途地域とが重なり合っているということですね。要望があるとき、他の自治体では特例小委員会などの個別案件に対して、変更するような場があるのですが、県としては個別論ではなく、一般論として変更するという考え方でしょうか？

(事務局)

山形県では、個別案件について審議していく特定の場を設けておりません。また、今回は、鼠ヶ関・湯野浜・温海と広範囲に及ぶということもありまして、一括で審議いただきたいということで、提案させていただきました。

(三原委員)

資料の規制図の例は、3地域のうちの温海地区だけですが、あとの2地域も、商業地域・工業地域等の用途地域の通りになると思うのですが、大雑把でいいので、湯野浜の方は、温海に比べて第2種普通規制地域や第3種普通規制地域になる面積がどれくらいですか？

(事務局)

温海につきましては、浜の方から湯温海の方まで、広く用途地域が入っていますが、湯野浜につきましては、温泉街から少し内陸の方に自然公園が用途地域を横切るような形で入っておりますので、市街地全体の半分くらいの面積が今回の変更に応じます。

(三原委員)

つまり、温海に比べると、第2種普通規制地域や第3種普通規制地域に変化する地域が小さいということですか？

(事務局)

その通りでございます。

(三原委員)

先ほど、温海などが、どんなところかという話だったのですけれども、庄内の人間から言うと、温海温泉は今回、高速道路が通ったことで、前に比べると顧客が増えたということで話題になっています。大きな旅館、10階くらいのところも2つ3つあります。あとは大体2階建ての小さな温泉旅館がある、古くから、江戸時代からある温泉地です。

(杉山委員)

温泉町だから・・・と先ほどからおっしゃっているのが腑に落ちない点があります。新潟の瀬波では、町並みを観光に利用しているように、湯の町は古くからの情緒豊かなものが残っていたりするんですね。今後、第3種普通規制地域だとLEDの看板だと20㎡までOKなるわけですよ。そうなったら風情などが心配になります。その場合は町自体に、趣を守るような、地区協定みたいなルールがあるということなんでしょうか。看板がバンバン立つ、というのが温泉地の魅力だとか、集客に即座に繋がるというように聞こえましたが、今の時代に逆行した話なのかなと思います。山畑委員の話のように特例という形や個々に事前に相談しつつ、町の活性化に繋がるような方向でされていくと良いと思います。

(事務局)

それぞれの温泉地では、特色ある町づくりが進められております。また、鶴岡市は景観行政団体にもなっております。まだ、市の景観計画の中には、それぞれの温泉地を今後どうするかまでは載っていなかったと思いますが、鶴岡市内では鶴岡IC近くで屋外広告景観モデル地区を定めて、良好な屋外広告物景観が保たれている例がございます。今のお話をきちんと鶴岡市に伝えまして、鶴岡市の方で、温泉地の景観・屋外についても、今でも、けばけばしい訳ではないですけれども、よく考えてやっていきませんかということで、いろいろと調整しながらやっていきたいと思っております。

(秋野委員)

温泉に行って泊まっても、案内が下手でどこで楽しめるかがわからないのです。広告の規制が届出に緩和されたのは喜ばしいですが、なんでもできるとなると不安もあります。

(事務局)

先ほどの説明の中で届出という話をしましたが、補足しますと、自然公園法上は普通地域は届出でよろしいという形になります。一方、屋外広告物法上は今回の地域指定の変更で、普通規制地域になりますので、こちらの方に許可申請を出していただくという形になります。

(議長)

では諮問第2号

『山形県屋外広告物条例第2条第1項第5号に基づく知事が指定する区域』に以下の区域を指定する。都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められ

た用途地域」について、異議なしということによろしいでしょうか。異議なしという方は、挙手願います。挙手多数ですので、審議会としては異議なしと答申します。また、答申文の内容については私に一任させていただくということによろしいでしょうか。

＜全員異議なし＞

また、今回の諮問内容は“規制”を定めるものですので、パブリックコメントを実施する必要があります。もし、このパブリックコメントの中で、重要な意見が出てきた場合には、再度審議会に諮るべきものと考えます。なお、パブリックコメントの結果については事務局から委員の皆様に文書報告することによろしいでしょうか。

＜全員異議なし＞

報告事項を2点について進めさせていただきます。

まず、「(1)山形県広告物条例における国等の取扱い」について、報告をお願いします。

(事務局) ～説 明～

(議長)

以上の報告に関しまして、何か御意見・御質問ある方はございませんか？

(増田委員)

改正前の条例では、国とか地方団体が掲出するのは適用除外として扱われていたが、今の条例では行政が出すものも、条例のなかでの行為だということですね。今のは、条例の規制の中で掲出する場合の話で、屋外広告手数料を払うか、払わないかということですね。

(事務局)

そうです。許可ではなく届出になるということです。

(議長)

では次に、報告事項「(2)山形県屋外広告物条例における広告物等の管理に関する規定の改正のその後の状況」について、報告を求めます。

(事務局) ～説 明～

(議長)

以上の報告につきまして、御意見・御質問はございませんか。

(秋野委員)

4mというのは、建築基準法に基づくものですか？

(事務局)

はい。

(増田委員)

国交省のガイドラインにも、屋外広告の管理者を規定することが載っていますので、屋外広告士の活用をよろしくお願いします。

(議長)

以上をもって、本日の事項はすべて修了いたしました。委員の皆様方には活発な御意見ありがとうございました。

(事務局)

和田先生ありがとうございました。

(了)

平成25年9月12日

議 長

議事録署名人

議事録署名人